

平成30年5月11日

各 位

会社名 株式会社アサヒペン
代表者名 代表取締役社長 澤田 耕 吾
(コード番号:4623 東証2部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 西 龍 夫
TEL (06) 6930-5018

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議するとともに、平成30年6月28日開催予定の第72期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指した取り組みを進めております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社普通株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

平成30年10月1日をもって、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に記載の株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）や中長期的な株価変動等も勘案し、株式併合（10株を1株に併合）を実施いたします。

(2) 株式併合の内容

- ① 株式併合する株式の種類 普通株式
- ② 株式併合の割合 平成30年10月1日をもって、平成30年9月30日（実質上は平成30年9月28日）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。
- ③ 株式併合後の発行可能株式総数 13,000,000株（併合前 130,000,000株）
- ④ 株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成30年3月31日現在）	46,230,000株
株式併合により減少する株式数	41,607,000株
株式併合後の発行済株式総数	4,623,000株

(注) 「株式併合により減少する株式数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じて算出した理論値です。

(3) 株式併合による影響

株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動いたしませんので、1株当たり純資産は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成30年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	9,777名（100%）	46,230,000株（100%）
10株未満	291名（3.0%）	462株（0.0%）
10株以上	9,486名（97.0%）	46,229,538株（100%）

(注) 上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、10株未満の株式を所有されている株主様291名（所有株式数の合計462株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」又は「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きにつきましては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は末尾記載の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

(5) 1株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、全ての端数を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(6) 株式併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記「2. (1) 株式併合の目的」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、定款の一部を変更するものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億3,000万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,300万株</u> とする。
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

(3) 定款変更の条件

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に記載の株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

- ① 取締役会決議日 平成30年5月11日
- ② 定時株主総会決議日 平成30年6月28日 (予定)
- ③ 単元株式数変更の効力発生日 平成30年10月1日 (予定)
- ④ 株式併合の効力発生日 平成30年10月1日 (予定)
- ⑤ 定款一部変更の効力発生日 平成30年10月1日 (予定)

(注) 上記のとおり、単元株式数変更及び株式併合の効力発生日は、平成30年10月1日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が、1,000株から100株に変更される日は平成30年9月26日となります。

【お問合せ先・当社株主名簿管理人】

株式併合又は単元株式数の変更に関して、ご不明な点等がございましたら、株主様がお取引されている証券会社又は下記株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）にお問い合わせください。

〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 電話番号 0120-094-777 (通話料無料) 受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)
--

以 上